参考資料

参考資料1.	策定経過 資料-1	
参考資料2.	用語の解説資料-12)



参考資料1. 策定経過

1.検討経緯

《平成 22 年度》

開催	審議内容等
自然環境保全審議会(第1回) (平成22年5月24日)	○現在の緑の基本計画の概要把握
自然環境保全審議会 協議会(第1回) (平成22年7月13日)	○緑の基本計画の改定に係る基本事項の確認 ・「都市緑地法運用指針平成 16 年 12 月」の確認 ・第四次長期総合計画に係る市民会議提言書の確認
緑の基本計画策定委員会(第1回) (平成22年8月24日)	○委員長・副委員長の選出
自然環境保全審議会(第2回) (平成22年9月29日)	○現行の緑の基本計画の進捗状況について(平成 10 年度~ 平成 22 年度の成果)
自然環境保全審議会 協議会 (第2回) (平成22年10月20日)	○緑地の保全及び緑化推進のための施策の進捗状況 ○アンケートの内容の検討 ○緑に関する現状の把握 ・稲城市の緑の現状を把握(公共の緑・民間の緑の確認) ・開発計画について(南山東部・小田良・上平尾、南武線 3駅、榎戸)
自然環境保全審議会 協議会 (第3回) (平成22年11月26日)	○アンケートの内容と方法について
緑の基本計画策定委員会(第2回) (平成23年1月19日)	 ○進め方について ・スケジュール確認 ・緑の基本計画策定委員会と自然環境保全審議会との役割分担 ・緑の基本計画策定委員会と作業部会の役割分担 ○自然環境保全審議会における現在までの作業内容について ・施策の進捗状況 ・緑の現状把握 ○緑の基本計画【改定版】の目次の検討
自然環境保全審議会(第3回) (平成23年2月10日)	○稲城市緑の基本計画策定委員会での作業報告・スケジュール確認・稲城市緑の基本計画策定委員会と自然環境保全審議会との役割分担・稲城市緑の基本計画【改定版】の目次の検討○アンケートの結果報告
緑の基本計画策定委員会(第3回) (平成23年3月23日)	○アンケートの結果報告について○緑の基本理念と基本方針の設定について○第四次長期総合計画の内容について

《平成 23 年度》

《平成 23 年度》	<u>, </u>
開催	審議内容等
自然環境保全審議会 協議会(第1回)	○緑の基本理念と基本方針の設定について
(平成 23 年 4 月 28 日)	○第四次長期総合計画の内容について
緑の基本計画策定委員会 (第1回)	○これまでの経過及び役割分担について
緑の基本計画策定委員会 作業部会(第1回)	○改定のスケジュールについて
(平成 23 年 5 月 31 日)	○改定の方向性について
(+)x 23 + 3 /1 31 p/	○アンケート調査について
白好谭座伊人家送人(第1日)	
自然環境保全審議会(第1回)	〇改定のスケジュールについて
(平成23年6月1日)	〇改定の方向性について
	○アンケート調査について
緑の基本計画策定委員会 作業部会(第2回)	○緑被率調査結果報告について
(平成23年6月29日)	○アンケート調査について
	○素案作成の進め方について
自然環境保全審議会 協議会(第2回)	○緑被率調査結果報告について
(平成 23 年 6 月 29 日)	○アンケート調査について
	○素案作成の進め方について
緑の基本計画策定委員会 作業部会(第3回)	0/2 - # 1 21 = - 2/ 4)
(平成 23 年 7 月 26 日)	○緑の基本計画の改定について
自然環境保全審議会 協議会 (第3回)	
(平成 23 年 7 月 27 日)	○緑の基本計画の改定について
	」 関するアンケート調査」の実施
	成 23 年 7 月~8 月)
緑の基本計画策定委員会 (第2回)	○稲城市自然環境保全審議会(協議会)報告
(平成23年8月18日)	○これまでの作業について(報告)
(+)(23 + 6)(116 1)	○ ○ 稲城市自然環境保全審議会意見書(案)について
点 // // // / / / / / // / / // / / / // /	○今後のスケジュールについて
自然環境保全審議会(第2回)	○緑の基本計画の改定について
(平成23年8月31日)	○緑の基本計画改定への提言書(案)について
緑の基本計画策定委員会 作業部会(第4回)	○緑の基本計画改定への提言書(案)を受けて
(平成23年9月1日)	○行動計画の作成について
	(提言)」 自然環境保全審議会より市長へ提言
(平)	成 23 年 10 月 13 日)
自然環境保全審議会 協議会(第4回)	○アンケートの集計結果について
(平成 23 年 10 月 13 日)	○緑の基本計画(素案)について
緑の基本計画策定委員会 作業部会(第5回)	○アンケートの集計結果について
(平成23年10月18日)	○緑の基本計画の改定案の提示
緑の基本計画策定委員会 作業部会(第6回)	
(平成 23 年 11 月 17 日)	○緑の基本計画(案)について
緑の基本計画策定委員会(第3回)	
(平成 23 年 11 月 22 日)	○緑の基本計画(案)について
自然環境保全審議会協議会(第5回)	○緑の基本計画(案)について
(平成 23 年 11 月 24 日)	
	いてパブリックコメント(市民意見の募集)
(平成 23 年 12	月 20 日~平成 24 年 1 月 19 日)
 緑の基本計画策定委員会(第4回)	○緑の基本計画の改定について
(平成24年1月24日)	・パブリックコメントの結果について
(///, 24 + 1 /) 24 1 /	・第一期行動計画(案)について
自然環境保全審議会(第3回)	○緑の基本計画の改定について
(平成 24 年 1 月 30 日)	・パブリックコメントの結果について
	・第一期行動計画(案)について
自然環境保全審議会(第4回)	
(平成24年2月20日)	○緑の基本計画の改定について(諮問及び答申)
(PA 27 2 /) 20 H /	

職名	氏 名	摘要
会 長	服部 道夫	学識経験者
職務代理	横田 比佐夫	学識経験者
委 員	高橋 新平	学識経験者
委 員	上原 幹之	農業委員会推薦 H23.7.20 から
委員	梅澤 英樹	農業委員会推薦 H23.7.20 から
委員	川島源之	農業委員会推薦 H23.7.19 まで
委員	長坂 賢克	農業委員会推薦 H23.7.19 まで
委 員	原田 正行	一般市民
委 員	坂本 智子	一般市民
委 員	杉本 久美子	一般市民
委 員	山本 理	一般市民
委 員	伊東 佑文	一般市民
委員	室井 千恵	一般市民
委 員	戸谷 寿美	一般市民

職名	所属役職	
委員長	都市建設部 都市計画課長	
副委員長	生活環境部 環境課長	
委 員	企 画 部 企画政策課長	
委 員	生活環境部 経済課長	
委 員	都市建設部 緑と建設課長	
委 員	都市建設部 副参事(建築営繕担当)	
委 員	都市建設部 管理課長	
委 員	都市建設部 区画整理課長	
委 員	都市建設部 市街地整備課長	
委 員	教 育 部 学校教育課長	

4.稲城市緑の基本計画策定委員会 作業部会名簿

	所	属
企 画 部	企画政策課	企画政策係
生活環境部	経 済 課	農政係
生活環境部	環境課	環境政策係
都市建設部	都市計画課	都市計画係
都市建設部	都市計画課	開発指導係
都市建設部	都市計画課	景観と地区計画係
都市建設部	緑と建設課	建築営繕係
都市建設部	緑と建設課	道水路工事係
都市建設部	管 理 課	維持補修係
都市建設部	区画整理課	事業係
都市建設部	市街地整備課	事業調整係
教 育 部	学校教育課	庶務係
〔事務局〕		_
都市建設部	緑と建設課	緑と公園係

5.稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が快適に生活できる市にするため、自然環境の保護と同時に積極的に緑の回復を行ない、もって市民の生活環境の向上をはかることを目的とする。

(計画の作成および実施)

第4条 市長は、稲城市自然環境保全審議会の意見をきいて、自然環境の保護と緑の回復についての施 策に関する計画を作成し、これを実施しなければならない。

(都市計画等の調整)

第6条 市長は、都市計画、公園計画等を定めるにあたっては、この条例の趣旨に、その計画を整合させなければならない。

第5章 自然環境保全審議会

(設置)

- 第23条 稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する重要事項を調査審議するため、稲城市自 然環境保全審議会(以下「審議会」という。)をおく。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、自然環境の保護と緑の回復に関する重要事項について市長に意見を 述べることができる。

(組織)

- 第24条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 農業委員会の推薦する農業委員 2人
- (2) 学識経験者 3人
- (3) 一般市民 7人
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第25条 審議会に会長をおき、会長は、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第26条 審議会は、委員の半数以上が出席しなれば、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (運営)
- 第27条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事および運営に関し必要な事項は、会長が定める。

平成 22 年 8 月 2 日 市長決裁 平成 23 年 4 月 1 日 改正

(設置)

第1条 稲城市における緑の基本計画を策定するため、稲城市緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」 という。)を置く。

(職務)

- 第2条 委員会は、緑の基本計画の策定に関し、調査・研究を行い、その成果を市長に報告する。
- 2 緑の基本計画の策定に関し、前項に定めるほか、必要とする事項を行う。

(構成および運営)

- 第3条 委員会の委員は、別表に定める職員で構成する。
- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の中から選出する。
- 3 委員長は、会議の座長となり、会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、緑の基本計画が策定されたことをもって満了とする。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長が必要であると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部緑と建設課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

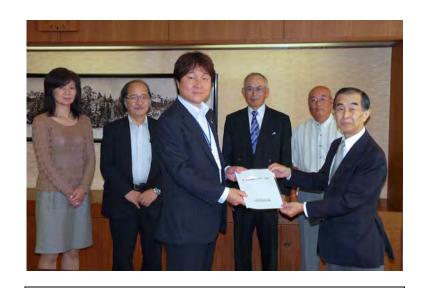
この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

▼ 7.自然環境保全審議会提言書

平成23年10月13日に、自然環境保全審議会から稲城市長にあて、緑の基本計画の改定についての提言書が提出された。



緑の基本計画改定に向けて(提言)

平成 23 年 10 月 13 日稲城市自然環境保全審議会

緑の基本計画改定に向けて(提言)

稲城市自然環境保全審議会では、稲城市緑の基本計画の改定にあたって、平成22年5月より、市の職員も交え、自主的に勉強会を開催し、稲城市の緑のあり方について検討を重ねて参りました。ここで、緑の基本計画の改定にあたって、次の通り市へ提言致します。

なお、緑の基本計画の実現に向け、より多くの市民や企業が係われるように、この緑の基本計画書を、わかり易く、実行性のある計画書とすることを望みます。

1 地域の個性を踏まえた緑のまちづくり

稲城市は、多摩川や三沢川沿いの平坦地に開けた**既成市街地**、多摩ニュータウン 等からなる**三沢川左岸丘陵地域**、里山の風情のあるまとまった民有の緑が多く残さ れている**三沢川右岸丘陵地域**、市内で最も早く都市基盤の整備が進められ、落ち着 いた緑地景観が形成されている**平尾地域**の4つの地域に分けられます。

これらの地域は、地形やまちの発展過程が異なるとともに、土地利用や人口構成なども異なります。市民の生活感覚にあった身近な緑の基本計画とするために、各地域の個性を踏まえ、歴史や文化、地域資源の活用などを盛り込んだ4つの地域別の計画を策定することを望みます。

2 水と緑の豊かな資源の保全と活用

稲城市には、ゴルフ場など緑を主体とする大規模な屋外レクリエーションの他、 斜面緑地や農地も多くあり、多くの緑に恵まれています。さらに、多摩ニュータウン地域の新しい市街地にも多くの緑が生み出され、緑豊かな都市です。

また、市内の北側には多摩川、市域の中心を流れる三沢川の他、多摩川から取水 した網目状に広がる歴史ある大丸用水など、緑だけではなく、豊かな水にも恵まれ ている都市です。

これらの斜面緑地、農地、多摩川、三沢川、大丸用水など、市域の水と緑の豊かな資源の保全と活用を望みます。

また、これらの水と緑の空間は、多種多様な生物が生息できる空間を創出するため、生態系に配慮した整備を望みます。

3 緑の環を守り、つなぎ、育てる

稲城市の骨格的な緑を形成する「緑の環」は、稲城らしさの象徴として、将来に わたり維持していくことが望まれます。

斜面緑地のほとんどは**民有地**であるため、常に消失の危険にさらされており、景観的に必要な箇所や動植物の生息地など、保全を図る必要性が高い箇所から、保全していくことを望みます。

また、市民ファンドの創設など、緑地保全を目的とした新たな財源の確保について検討を行うとともに、永続的に緑の環を守り、つなぎ、育てる施策の検討を望みます。

4 身近な公園の適切な配置と質の向上

稲城市では、多摩ニュータウン・土地区画整理事業等の開発事業区域内には計画 的な公園整備が図られているものの、既成市街地には公園が少ないという地域バラ ンスの偏りがみられます。憩いの場という本来機能に加え、避難地など防災上の観 点からも、既成市街地での身近な公園の適切な配置方針の策定を強く望みます。現 在、借地しているちびっこ広場を活用し、充実を図るのも有効な方策と思われ、早 急に既成市街地の適切な公園配置を望みます。

一方、市民発意の活動によりキンラン・ギンランなど、かつてあった郷土の植物が復活した例のように、既存公園の良好な維持管理を継続・拡大し、質の向上に努めるとともに、それぞれの地域にあった特色ある公園づくりが行われることを望みます。

5 目に見える緑の創出

農地が多く残されるなど緑豊かな市街地を形成してきた既成市街地も、相続などにより、目に見える緑が年々減少してきております。

このため、既成市街地をはじめとして、仮に少ない面積でも目に見える緑を創出していくことが重要であり、行政ができる範囲だけでなく、市民、企業を巻き込んだ仕組みづくりの検討を望みます。

また、そのような仕組みが有効であることを示すためにも、公共公益施設では、 市民・企業が参考にしうる緑化を実践し、目に見える緑の創出と維持に努めること を望みます。

6 今ある緑を将来へと伝える責務

稲城市には、斜面緑地の緑、果樹園を始めとする農地、網目状の用水路、歴史・ 伝統的な緑など、多くの緑があります。市民の誇りともなっている、これらの緑の 豊かさを享受している現代の世代は、将来の世代へと伝えていく責務を持っている といえます。

これらの緑を将来へと伝えていける取り組みの検討を望みます。

7 市民活動の支援

これまで保全や確保をしてきた自然的な緑、都市的な緑の双方ともに、美しさを保ち、質を向上させるためには、財源とともに維持管理を担う人材の確保も重要な課題といえ、樹林保全活動を担う人材の育成、組織化、活動の定常化などについても取り組むべきである。

このため、市民自らによる活動の組織化が必要とされるが、行政による市民活動支援、核となる人材の育成支援を望みます。



稲都緑第2125号 平成24年 2月20日

稲城市自然環境保全審議会 会長 服 部 道 夫 様

稲城市長 髙 橋 勝



緑の基本計画の改定について (諮問)

稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例第23条第2項の規定により、下記のとおり諮問致します。

ご検討の上、答申をお願い致します。

記

- 1 諮問事項 稲城市緑の基本計画 水と緑の継承と創造
- 2 諮問理由 平成 22 年 5 月より、緑の基本計画の改定にあたっては、貴審 議会において、自主的な勉強会の開催など、稲城市の緑のあり 方について検討を重ねていただいており、平成 23 年 10 月 13 日には、市へ提言をいただいております。

この提言を尊重し、緑の基本計画の改定を行いましたので、 貴審議会の意見を求めます。

稲 自 審 第 1 1 号 平成24年 2月20日

稲城市長 髙 橋 勝 浩 様

稲城市自然環境保全審議 会長 服 部 道 未



緑の基本計画の改定について(答申)

平成24年2月20日付、稲都緑第2125号で諮問された件につきましては、当審議会での審議の結果、これまで、緑の基本計画の改定にあたって、稲城市の緑のあり方について検討を重ね、市へ提出した提言書の趣旨に沿った計画となっており、諮問案のとおり答申します。

参考資料2. 用語の解説

あ行

アダプト制度

市が管理する道路・水路・公園・緑地などの公共施設を、市民が義務的活動ではなく自らの活動と責任で、市と協働で緑化・美化・清掃活動など管理する制度。 稲城市では、平成14年8月から稲城市公共施設アダプト制度として始まった。

いっきゅうかせん一級河川

河川法によって国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定された 一級水系のうち、国土交通大臣が指定した河川。国土交通省が管理する直轄区間 と、都道府県知事に管理を委任した区間がある。他に、一級水系以外で都道府県 知事が指定・管理する「二級河川」、市町村長が指定・管理する「準用河川」、 「普通河川」がある。

福城市樹木花卉植 栽 計画

稲城市の公園・緑地、道路、教育施設、その他の公共公益施設を対象に、市内を概ね町(大字)を単位に8地区に区分し、地区ごとに植栽方針を設定している。さらに、民有地の植栽についても一定の方向性を示しており、将来的な稲城市の都市内緑化の方向性を示した計画。

うんどうこうえん 運動公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園のうち、主として都市住民全般の運動の用に供することを目的とした公園。都市規模に応じて1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。総合公園とともに都市基幹公園に区分される。

オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総 称

まくじょうりょっか 屋上緑化

建物の屋上を利用して緑化空間を創出する方法。太陽熱の遮断と植物の蒸発散にともなう潜熱の移動(蒸発潜熱)等により、建築物の冷暖房に要するエネルギー消費の低減、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着等の効果がある。

か行

がいくこうえん

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として街区(道路のよって区画された一団の宅地等)に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり面積 0.25ha を標準として、街区に居住する住民が容易に利用できるように配置する。住区基幹公園の一区分。

開発許可制度

都市近郊における無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るという都市計画法の目的を達成するため、都市計画区域内で開発行為をする場合や市街化調整区域内で建築行為をする場合などについて、一定の基準を設けて許可が必要になる制度のこと。

嵐の通り道

ヒートアイランド現象の緩和を目的に市街地の温度上昇の緩和や大気の浄化の ため、新鮮で冷たい空気を市街地へ送り込むための進入経路。

環境学習

市民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会経済構造そのものを環境にやさしいものへと変えていくために、人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深めるための学習。

環境軸

東京都が平成 19 年 (2007 年) 6 月に策定した「みどりの新戦略ガイドライン」で示された概念。みどりのネットワークのうち主要な軸を「環境軸」として整備してネットワークの効果を高めていこうとするもの。環境軸の形成は、骨格となる主たる都市施設(道路・河川・公園等)の整備等を契機として、都市施設の整備及び周辺のまちづくりを一体として捉え、みどりの広がりと厚みを持った良好な空間の形成を誘導する。

きんりんこうえん **近隣公**園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として近隣(人口1万人程度)に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり 2ha を標準として、近隣に居住する住民が容易に利用できるように配置する。住区基幹公園の一区分。

こういきこうえん 広域公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として一の市町村の区域を 越える広域レクリエーションの需要の充足を目的とする公園。1 箇所当たり面積 50ha を標準として配置する。

さ行

世山

農家の手により維持管理されてきた人里近くの山や山林。人と自然が共生することで、雑木林特有の生態系を形成しており、生物多様性の高さが評価されている。

市街化区域

都市計画法に基づき都道府県が定める区域のうち、市街地として積極的に開発・整備すべき区域。すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。一方、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域であり、開発や建築行為が制限されている。市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定め、市街化区域の中で、道路や公園、下水道等の公共施設の整備を優先的かつ計画的に進めていくことで、快適で住みよいまちがつくられる仕組みとなっている。

しがいかちょうせいくいき 市街化調 整区域

都市計画法に基づき都道府県が定める区域のうち、市街化を抑制すべき区域。農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的開発等を除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域は定めないこととされ、市街化を促進する都市施設は設けないものとされている。

施設緑地

一定の区域内の土地の権原を取得し、目的に応じて必要な施設を整備して一般に 公開する緑地。都市公園、公共施設緑地(児童遊園、運動場やグラウンド、公立 学校の植栽地、下水処理施設等の付属緑地、道路環境施設帯等)、民間施設緑地 (公開されている私立学校、企業グラウンド、民間の動植物園等)に分けられる。

市民緑地制度

都市緑地法に基づき、良好な樹林地等を対象に、土地所有者の理解と協力を得て 市町村が契約を結んで市民に公開し、憩いの場を提供する制度。一定の条件のも とに税の減免措置がある。

世地公園制度

個人や企業などが保有する遊休地等を、地方自治体が土地を購入することなく借地法式により都市公園として整備することで、効率的な都市公園の整備促進を行う制度。土地所有者には、一定の条件のもとに税の減免措置がある。借地契約の終了などの場合には、都市公園の区域の廃止が行える。

じゅうく きかんこうえん 住 区基幹公園

都市公園のうち、近隣住区を対象に整備する街区公園、近隣公園、地区公園をいう。主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供することを目的として配置される基幹的な公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

たけんようかせん 準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定したもの。河川法の二級河川に関する一定に規定が準用される。

親水

河川等の護岸を治水の目的だけではなく、水にふれ親しむことのできるように配慮がなされること。

せいさんりょくち ちく 生産緑地地区

生産緑地法及び都市計画法に基づき市街化区域内に定められる都市計画の地域地区の一つ。農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、公害または災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設に供する土地として適し、農林漁業の継続が可能な条件を備えている認められる一定規模(500 ㎡)以上の土地の区域を対象とする。土地所有者は、農地等として管理する義務を負い、地区内での建築行為、開発行為については市町村長の許可を必要とする。指定を受けた農地は、固定資産税・都市計画税が、宅地よりも低い一般農地としての評価及び課税となり、相続税(贈与税)の納税猶予制度の適用を受けることができる。

世態系

森林・草原・河川・湖沼・海岸等のように自然景観によって区別することのできる、あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物等すべての生物群集と、その生活に関与する大気・水・土壌・光等無機的環境からなるひとつのシステム。

せいぶつたようせい

生物生息空間または生態系における生物の種数及び個体数の多さ。また、生物が分化・分岐してさまざまに異なること。遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の三概念をもつ。

そうごうこうえん 総合公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園のうち、主として都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戲、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所あたり面積10~50haを標準として配置する。運動公園とともに都市基幹公園に区分される。

た行

ちいきせいりょくち地域制緑地

国または地方公共団体が風致の保護や環境の保全等のため、土地の所有のいかんに関係なく指定する一定の地域。目的の達成のために一定の行為を禁止または制限するが、行政主体はその区域内の土地物件について、必ずしも土地の権原を有することを必要としない。土地所有者の受任限度内の制限を課す「風致地区」と、制限によって通常被る損失を補償することまでを含めた「特別緑地保全地区」が代表例である。

ちきゅうおんだんか 地球温暖化

人間活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。近年、産業の発展や森林の開拓などの人間活動の活発化に伴って温室効果ガスの濃度が上昇し、地球規模での気温上昇が進行している。

ちくけいかく 地区計画

ある一定のまとまりを持った地区を対象に、安全で快適な街並みの形成や、良好な環境の保全等を目的に、都市計画法に基づいて市町村が都市計画に定めるもの。土地利用、細街路や小公園等の小規模な公共施設の配置及び規模、建築物に関する制限や緩和を計画事項とする。

地区公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として徒歩圏内に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。1箇所当たり面積4haを標準として、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用することができるように配置する。住区基幹公園の一区分。

はくべつりょくちほぜん ち く 特別緑地保全地区

都市緑地法により都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地等の地区が単独もしくは周囲と一体となって、良好な自然環境を形成しているもので、以下に該当する緑地を定めたもの。

- 1. 無秩序な市街地化の防止や公害または災害の防止等のため必要となるもの。
- 2. 伝統的または文化的意義を有するもの。3. 風致または景観が優れている地区や動植物の生息・生育地として適正に保全する必要があり、かつ、住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの。

この地区においては行為の制限が行われており、一定の行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県及び政令指定都市の許可を受けることが必要となる。土地所有者には行為制限にともなう税の減免措置がある。

お市基幹公園

都市公園のうち、都市を対象に整備する総合公園、運動公園をいう。主として都市住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として配置される基幹的な公園。

都市計画区域

都市計画区域とは、いわば都市計画を策定する場であり、人口や土地利用などの動向や都市の現状や発展の見通しなどからみて、一体の都市として総合的に整備や開発、保全する必要のある区域として、都道府県が指定するものである。

都市計画公園

都市計画法における都市施設のひとつとして都市計画決定された公園。その種別は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園または特殊公園に分類できる。環境保全、レクリエーション活動、防災等の面から、市民生活に欠くことのできないものとして、計画的に整備していく公園の区域として定められたもの。区域の一部またはすべてが、既に都市公園として供用されている場合もある。

をしたけいかくこうえん。 りょくち の 都市計画公園・緑地の 整備方針

東京都が区市町と合同で、平成 18 年 (2006 年) 3 月に策定し、平成 32 年度 (2020 年度) を目標とした改定計画が平成 23 年 (2011 年) 12 月に公表された。未整備の都市計画公園・緑地について、公園・緑地の機能(レクリエーション・防災・環境保全・景観)や「水と緑のネットワーク形成」、「都市問題への対応」等の観点から検討・評価を行い、整備の重要性・効率性等から優先的に着手する予定の「重点公園・緑地」を選定し、その中で「優先整備区域」を設定している。

都市公園

都市公園法に規定されており、都市計画施設もしくは都市計画区域内に国や都道府県、市町村が設置する、公園または緑地のこと。都市公園は潤いある都市環境の創出、活力ある長寿福祉社会の形成に役立つほか、災害時の避難地となるなど、安全でゆとりある都市生活を提供する。

としこうえんほう 都市公園法

都市公園法第1条にあるように、「都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的として、昭和31年(1956年)に制定された法律。都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等管理に関する事項が定められている。景観法の制定にあわせ、都市緑地法とともに平成16年(2004年)に改正された。

都市緑地法

都市緑地法第1条にあるように、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与すること」を目的として、昭和48年(1973年)に制定された都市緑地保全法が、景観法の制定にあわせ、平成16年(2004年)の法改正により改称した法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(みどりの基本計画)、緑地保全地域、特別緑地保全地区、地区計画等緑地保全条例、管理協定、緑化地域、地区計画等緑化率条例、緑地協定、市民緑地、緑化施設整備計画、緑地管理機構といった、都市のみどりに関わる多くの事項が定められている。

とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業

土地所有者から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等として新たな 公共施設として活用することで、居住環境が整った市街地を整備するとともに、 宅地等が整形化することで土地の利用増進を図る事業。

な行

二級河川

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法に基づき都道府県知事が指定した河川。

のうの ふうけいいくせい ちく 農の風景育成地区

東京都が、都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくために、平成23年(2011年)8月に創設した制度。この制度では、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、区市町と協力して、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用しながら、地域のまちづくりと連携して農のある風景を保全、育成していくとしている。

は行

ヒートアイランド現象

都市化による地表面被覆の人工化 (建物やアスファルト舗装面等の増加) やエネルギー消費にともなう人工排熱 (建物空調や自動車の走行、工場の生産活動等にともなう排熱) の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。ヒートアイランド現象を形成する要素には、地表面被覆が変化することによる反射や放射の変化、地表面と大気の間の対流顕熱や蒸発潜熱の変化、人口が集中することによる人工排熱の増加やその排出の仕方、都市をとりまく海陸風等の気候条件など、多くの要素が絡み合っている。

ビオトープ

生物を意味する bio と、場所を意味する top を合成したドイツの造語 (biotop) で、英語では biotope。直訳すれば「生物生息空間」となる。特定の生物群集が生息できるような生態学的に見ても良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。本来は生態学の学術用語であるが、行政や市民活動などの中で一般用語として用いられることが多く、公園や校庭などに作られた生物の生息・生育環境空間を指して言う場合が多い。この場合は、トンボ、メダカ、野鳥など小動物の生息環境や、郷土的な植物の生育環境を意識した空間づくりが行われている。

プレイリーダー

公園などに常駐または定期的に滞在して、子どもがいきいきと遊べるように手助けをしたり、大きな事故が起きないように見守るボランティアのこと。地域の自主的な市民活動として取り組まれることが多い。主に冒険遊び場、プレイパークと呼ばれる公園で多く取り組まれており、日本では昭和54年(1979年)に誕生した羽根木プレーパーク(世田谷区)が最初の取り組みといわれている。

へきめんりょくか 壁面緑化

ま行

水道の楽校

国土交通省が平成11年(1996年)度に始めた事業。地域の水辺を遊びの場、自然体験の場、自然学習の場となるように子どもたちが自然と出会える安全な水辺をつくり、河川管理者や地方公共団体が、NPO法人、地域ボランティアなど地域の方々からなる推進協議会などとともに、地域の特色を生かし、地域が一体となって子ども達と水辺の関係を考える取り組み。

道に沿う敷地の境界部分に生垣や花壇などを整備することで、みどりあふれる快適で美しいまちなみをつくる。道沿いの緑化の機能には、景観向上機能、生活環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、自然環境保全機能、防災機能がある。大震火災時の安全な避難路の確保につながるとともに、延焼遮断帯となる防災機能が確保されることが重視されている。

みどりかくほっそうごうてき ほうしん 緑 確保の総合的な方針

東京都が区市町村と合同で作成し、平成22年(2010年)5月に公表した、計画的に東京の今ある緑を確保していくことを目的とした総合的な方針。今後10年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにしているほか、緑確保の取組等をさらに進めるための新たな施策が提示されている。既存の緑を守る方針、緑のまちづくり指針、緑の確保を一層強化し、緑のまちづくりをさらに進めるために、新たな施策を3つの柱としている。

みどり じったいちょうさ 緑の実態調査

緑の変化の状況を把握するために、定期的に緑被率調査、緑地率調査、公園の整備状況、公共施設の緑化現況など緑についての各種調査を行う。

*緑のリサイクル

樹木の管理作業で生じた剪定枝葉や開発事業などで生じた伐採木等をチップや 堆肥等に加工して再利用する仕組み。不要となった樹木の交換制度をいうことも ある。

みどり率

東京都独自の指標。オープンスペースの重要さを視点に、緑被率に公的に担保されている「公園内で緑のない裸地」と「河川、用水路、湖沼などの水面」を加えた指標。

や行

るか

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域。河川や水路の源流域となるとともに、水・緑・ 農地・集落等が一体となる空間として、多様な生物が生息していることが多い。

ゅうちきょり 誘致距離

公共施設等の利用者が、その施設を利用するときに抵抗のない距離。都市公園に関しては都市公園法で街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1km と全国一律に定められていたが、より柔軟に地域の状況に即して都市公園の整備が促進されることを目的に、平成 15 年に廃止されたが、わかりやすい指標として今でも用いられている。

ら行

りょくかじゅうてん ちく 緑化重点地区

都市緑地法第4条に基づき、緑の基本計画において定めることができる「緑化の推進を重点的に図るべき地区」。

緑視率

人の目線で実感できる緑の量を表す指標。人間の目の高さ(約 1.5m)で、カメラ水平に撮影し、写真の中の緑の量の割合を図ることで算出する。平常時の人間の視野角に近いと言われる焦点距離 35mm(35mm 判フィルムカメラ)のレンズを用いて撮影することが多い。一般に 25%~30%以上あると、緑が豊かである、快適であると感じるといわれている。

緑地

自然的環境を有するオープンスペース。公園、広場、運動場、墓園といった公共 緑地と、公共用地、民有地の区域の中にあり緑地としての永続性を有していると 認められる区域がある。具体的には、水面、水辺、山林、原野、農地、社寺境内 地、学校、共同住宅緑地、工場緑地、企業厚生施設、遊園地、民間設置の公園、 市民農園、林業試験場、農業試験場、給排水その他処理施設等の緑地が該当する。

緑地率

都市や地域を対象とする場合と、建築物や工場等の敷地を対象とする場合がある。地域面積や敷地面積に対して、一定の永続性のある自然的な空間(緑地)として確保された区域の割合を指す。

緑被率

緑の量を示す一般的な指標。敷地の面積に対して、樹木や草などの植物が地面や上空を覆っている部分と、農地の面積の占める割合をいい、一般的には航空写真をもとに測定する。農地は、一時的に農作物(植物)がない場合もあるため、航空写真で農地の区域を判読して測定する。

わ行

ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じてまちづくりを進めていく手法。住民・行政・企業の間のコミュニケーションを生み出す手法として優れ、新しいまちづくりに結びつくものとして活用されている。

ワンド

川の本流とつながる河川敷にできた淵や池状の入り江のことを指す。水際の植物や魚類をはじめとする多くの生きものが生息する豊かな環境が形成されることが多く、魚類の産卵場所や増水時の避難場所になる。多様な環境形成の位置手法として、ビオトープとして人工的に作られるケースが多くある。

主な参考文献

国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/) 環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/)

東京都ホームページ (http://www.metro.tokyo.jp/)

EIC ネット(http://www.eic.or.jp/)

現代林業電子辞典(http://www.j-fic.com/workbench/glossary/)

造園用語辞典(東京農業大学造園学科,1985,彰国社)

市町村の緑の基本計画

稲城市緑の基本計画

平成 24 年(2012 年) 3 月

発 行 稲城市都市建設部緑と建設課

東京都稲城市東長沼 2111 番地

電話番号 (042) 378-2111 (代)